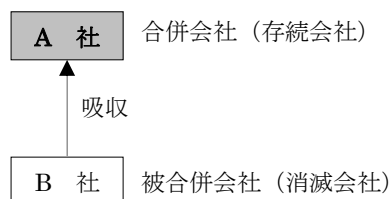


第 13 章 合併・分割会計

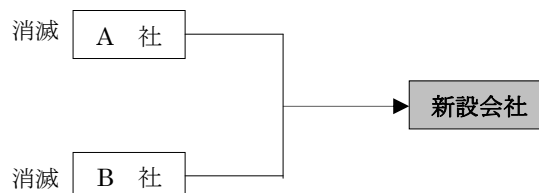
1. 会社の合併

会社の合併とは、2つ以上の会社が合体して1つの会社になることである。合併の法的形態には**吸収合併**と**新設合併**とがある。

- 吸収合併：合併会社のうち一方が解散して消滅し、他方が存続する合併形態をいう。



- 新設合併：合併会社すべてが解散・消滅し新しい会社を設立する合併形態をいう。



*新設合併では、両者ともが消滅して清算手続きが必要となるので、その手続きを回避するために、実務界では吸収合併の法的形態を取り、次に新しい会社名の商号変更を行うことによって、新設合併の効果を出している。

2. 合併の会計処理

合併の会計処理には、**現物出資説**（パーチェス説）と**人格合一説**（持分プーリング説）の2つの考え方がある。

2.1 現物出資説

合併の本質を、被合併会社（消滅会社）の株主による、合併会社（存続会社）への**現物出資**とみる考え方である。合併会社は、受入資産を合併時点の**公正な時価**で評価し、その評価額をもって現物出資されたものとする。

<会計処理（パーチェス法）>

- 資産・負債は、すべて公正な価額（時価等）で評価する。
- 繰延資産や債務でない引当金（修繕引当金等）は引き継がない。
- 受入純資産額が、合併会社の交付する株式（**時価発行**）によって増加する資本金および合併交付金を下回る場合はその差額が**のれん**（旧名：営業権）となり、逆に超過する場合はその超過額が**負ののれん**（旧名：合併差益）となる。

[合併仕訳] (時価評価)

(i) 純資産額 < 増加資本金

(借) 諸 資 産	250	(貸) 諸 負 債	200
の れ ん*	30	資 本 金	80

(ii) 純資産額 > 増加資本金

(借) 諸 資 産	300	(貸) 諸 負 債	200
		負 の の れ ん**	20
		資 本 金	80

*「のれん」は無形固定資産に分類され20年以内に定期的に償却。償却費は一般管理費。

**「負ののれん」は固定負債に分類され20年以内に定期的に償却。償却費は営業外収益。

2.2 人格合一説

合併の本質を、合併当事者間の**法人格の合流**とみる考え方である。被合併会社(消滅会社)の資産・負債のみならず資本項目もそのまま**簿価**で引き継がれる。実務上ではこの人格合一説に基づく持分プーリング法が採用されやすい。

<会計処理(持分プーリング法)>

- 資産・負債は、すべて簿価で引き継ぐ。
- 繰延資産や債務でない引当金(修繕引当金等)も引き継ぐ。
- 合併会社の交付する株式(**額面発行**)と被合併会社の資本金の差額は**合併差益**となる。

[合併仕訳] (簿価評価)

(借) 流 動 資 産	150	(貸) 流 動 負 債	200
固 定 資 産	300	固 定 負 債	100
繰 延 資 産	50	資 本 金	40
		合 併 差 益	60
		利 益 準 備 金	50
		任 意 積 立 金	30
		未 処 分 利 益	20

2.3 パーチェス法と持分プーリング法の選択

従来我が国では、合併実務に際して持分プーリング法が採用されるのが普通であった。しかしながら諸外国では持分プーリング法を廃止しようとする動きがあることなどを考慮し、2006年4月1日以降適用開始になった「**企業結合会計基準**」では、持分プーリング法の適用に関して大きな制約を設けた。

持分プーリング法が適用可能であるケースは、以下の3要件を全て満たすときだけであり、それら3要件の1つでも欠けた場合にはパーチェス法が適用される。

- ① 結合の対価が議決権付普通株式であること。
- ② 各結合当事者企業の株主がもつ議決権比率がほぼ等しい(45%~55%)。
- ③ 議決権比率以外に支配関係を示す一定の事実が存在しないこと。

3. 合併比率の決定

合併にあたって、被合併会社からの受入純資産の対価として、被合併会社の株主に対して合併会社の株式を交付するが、この交付株式数を決めるための比率を**合併比率**という。合併比率を決定するには、合併当事会社の企業価値を評価しなければならない。そのための主要な評価方法には次の4つがある。

- ① 純資産法：企業の純資産の価値（簿価または公正価値）をもとに決定する。
- ② 収益還元価値法：企業の収益力をもとに決定する。

$$\text{企業評価額} = \text{純資産} \times \text{平均利益率} \div (\text{業種平均}) \text{資本還元率}$$

- ③ 折衷法：①と②の平均値による方法。
- ④ 株式市価法：発行済株式数×株価、すなわち時価総額による方法。

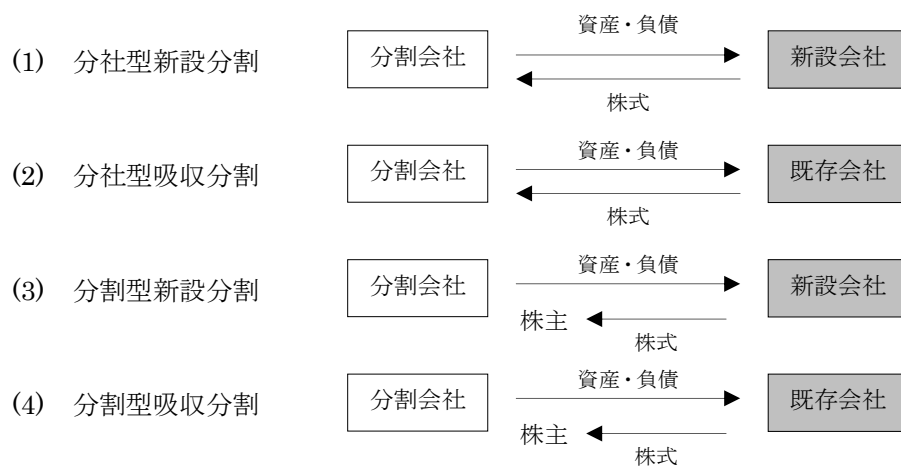
4. 会社の分割

会社の分割とは、既存の1つの会社が分かれて2つ以上の会社になることである。会社分割には、**新設分割**と**吸収分割**の2つがある。

- 新設分割：新しく設立される会社が分割される営業を継承。
- 吸収分割：既存の他の会社が営業を継承。

さらに分割に際して営業を継承する会社が発行する株式を誰に割り当てるかによって**物的分割（分社型）**と**人的分割（分割型）**とに分かれる。

- 物的分割（分社型）：営業の移転を行う会社（分割会社）に株式を割り当てる。
- 人的分割（分割型）：営業の移転を行う会社（分割会社）の株主に株式を割り当てる。



株式分割の会計処理には、企業結合会計におけるパーチェス法に相当する「売買処理法」と、持分プーリング法に相当する「簿価引継法」がある。

[問題 13-1]

企業合併に際して、被合併会社の資産・負債を記録する方法として、パーチェス法と持分プーリング法がある。組み合わせとして正しいものを A~D の中から 1 つ選びなさい。

	パーチェス法	持分プーリング法
A	公正な価額	簿 価
B	公正な価額	公正な価額
C	簿 価	公正な価額
D	簿 価	簿 価

[問題 13-2]

A 社は、自社の株式 200 株 (額面 5 万円) と B 社の株式 100% を交換して B 社を吸収合併した。下記の B 社の資料を参考にして (1) パーチェス法と (2) 持分プーリング法による合併仕訳を行いなさい。

<資料>

B 社貸借対照表		(単位 万円)	
諸 資 産	2,000	諸 負 債	3,000
土 地	4,000	資 本 金	1,500
		利益準備金	600
		未処分利益	900
	<u>6,000</u>		<u>6,000</u>

- 合併時における A 社の株価は 1 株 10 万円であった。
- 合併時における B 社の土地は時価 4,700 万円であった。
- 合併時における B 社の諸資産と諸負債の簿価は時価と同額であった。

[解答]

(1) パーチェス法による合併仕訳

(借)			(貸)		

(2) 持分プーリング法による合併仕訳

(借)			(貸)		

[問題 13-3]

A 社は B 社を吸収合併する。合併比率の計算にあたって企業評価額を、純資産法と収益還元価値法の平均値による折衷法を採用することにした。下記の資料を参考にして A 社と B 社の企業評価額と合併比率を求めなさい。

<資料>

A社貸借対照表				B社貸借対照表							
資	産	1,800	負	債	1,000	資	産	1,200	負	債	700
/			資	本	800	/			資	本	500
					1,800						1,200
		1,800			1,800			1,200			1,200

- 過去 5 年間の平均自己資本利益率は、A 社が 10%、B 社が 3%、同業種の平均が 5% である。

[解答]

A 社の企業評価額

- 純資産法 円
- 収益還元価値法 円
- 折衷法 (これを採用) 円

B 社の企業評価額

- 純資産法 円
- 収益還元価値法 円
- 折衷法 (これを採用) 円

A社とB社の合併比率 :

(A 社と B 社の発行株数は共に 10 株である。)